

## ドイツのジャーナリズム

ドイツ新聞界の発展過程を探る

レビュー

- ・ 1609 *Avisa(Aviso) Relation oder Zeitung*  
ストラスブルグ、アウグスブルグ

欧州大陸では封建君主制度が衰えず、新聞に対する弾圧が行われていた。

手書き新聞から週刊新聞へ

15c のフッガー通信 *Fliegende Blatter , Flug Blatt* 一枚刷り新聞

週刊新聞の登場 (1605 ~ 17年)

いずれも、事実報道のみ。政治的な意見などは検閲による懲罰を恐れ載せず。

1798年 日刊新聞 *Allegemine Zeitung*

### 1. 新聞の自由の獲得までの経緯 - - 長引いた新聞弾圧

- ・ 検閲制度の廃止 1848年

知識階級はドイツの新聞など信用せず、外国の新聞を購読

オランダは、フランス語でドイツ向け新聞を作り、ドイツへ売り込む

アメリカの独立、フランス革命の影響大

1848/49 年自由主義革命 ウィーン会議 (1814)

メッテルニッヒ = " 出版物検閲 "

政治運動の活発化 - - 政治色の強い新聞 (政論新聞、小新聞) 登場

1848年以降の新聞

- ・ *Vossische Zeitung , National Zeitung...* 自由主義傾向
- ・ *Neue Rheinische Zeitung...* マルクス主義
- ・ 1856年 *Frankfurter Zeitung* 創刊
- ・ 1871年 *Berliner Tageblatte\_* (ベルリン日報) 創刊

### 2. 宰相ビスマルクと新聞政策

ビスマルク (Otto von Bismarck, 1815-98; 1862-90) 登場

1874年 「帝国新聞法」

1871年 ドイツ第二帝制 ~ 参考 1918/19 ワイマール帝国

ドイツ帝国の誕生

1873年 地方自治樹立

ビスマルクの新聞政策始まる

- ・ ニュース配信にウォルフ通信社 (f. 1865年) を利用
- ・ 大陸電報通信社 (Kontinental Telegraph Kompagnie) を設立
- ・ 中央党 (カトリック教徒) 機関紙発行  
傾向新聞 = *Gesinnungs Zeitung* = 一定の主義主張をもつ
- ・ 社会民主党 (カールマルクスの後継者を自称) を社会的脅威と見做す  
1884年 社会民主党機関紙 Vorwärts (前進) 創刊

- 1878年社会民主党を非合法化する「社会主義者鎮圧法 ( Socialistengesetz ) 」
- 国内104 紙、国外51紙を発行禁止処置
- 1880年代...無色報道を主とする新聞が各地に発達
- イギリス報道主義、アメリカ式の大衆向け廉価紙の影響大
- (例) *Berliner Lokal Anzeiger*\_ 1881 年創刊 10万部
- ・興味本位、センセーショナルな紙面で部数獲得

### 3. 新聞トラストの出現

- ・20世紀に入ってから小新聞減る

### 4. 第一次世界大戦勃発までに、新聞コンツェルン出現

- アドルフ・ザムター Adolph Samter 銀行家 が先駆者
- アウフスト・シュール August Scherl 新聞以外の事業に手を出し、失敗
- ウルシュタイン Ullstein コンツェルン ベルリンを中心に成功 BZ Tempo
- モッセ Rudolf Mosse コンツェルン
- ヒューゴ・シュティネス Hugo Stinnes コンツェルン

### 5. 1920年代のドイツ 大衆文化興隆とマス・メディア

- 1918年 ドイツ崩壊 ドイツ共和国 (ワイマール体制) の成立
- ・都市ベルリン = プロレタリア大衆と都市サラリーマン大衆の2つの顔をもつ
- ロシア革命 (1917) 、オーストリア・ハンガリー帝国 (1918) の崩壊
- ・劇場、レビュー、オペレッタ、民衆歌人
- ラジオ放送の開始
- ・1923.10.29 11.9 ニュース報道「ヒトラーのンミュンヘン報道」
- ・1932年 36年ベルリンオリンピック開催決定 (1928年IOC復帰)
- 電波媒体 (ラジオ) による距離の克服 「前畑ガンバレ！」
- オリンピック映画「美の祭典」
- ファシズム的権威主義
- ヒトラー = 事実と宣伝との合成理論 - - 真実とはわれわれのための真実。
- ドイツ国家の利益および団結を高めるためのものに他ならない。

### 6. ヒトラーの登場と新聞界

- 第一次大戦後の新聞界
- ・政治社会情勢の混乱 弱小新聞の廃刊、政党機関紙への転向
- ヒトラー Adolf Hitler , 1889-1945 ; 第三帝国 (1933-39)
- ・1933.1 ヒンデンブルグ大統領「プレスの自由の保証」事項を停止。
- 啓蒙宣伝省の設立 Reichministerium für Volksaufklärung und Propaganda
- ・文化活動の統制 Joseph Paul Goebbels (1897-1945) を任命
- ・党紙の拡大 党の中央機関紙 *Völkischer Beobachter*
- 新聞記者法の成立 *Schriftleitergesetz*
- ・新聞統制の基本法となる
- ・新聞記者として、有資格者を限定、登録義務付け
- 決定は地方記者協会会長の権限 最高決定は宣伝大臣
- ドイツ文化院の設立 1933.9 ~ *Reichskulturkammer*
- ・新聞印刷等出版関係の協会の総まとめ役

## Reichspressekammer

音楽・造形美術 演劇・著述 新聞・ラジオ 映画  
全て宣伝省が統制  
啓蒙宣伝大臣

「国民に対し、精神的に作用を及ぼす一切の任務について権限を有する」

- - あらゆるコミュニケーション手段の支配

< 3人の情報宣伝首脳 >

- ・ゲッベルス = 宣伝大臣・ドイツ文化院長・党宣伝部長
- ・Otto Dietrich = 党新聞長官 / 政府新聞長官 (次官としてゲッベルスの下に)
- ・Max Amann = 党新聞部長 / ドイツ新聞院長

## 占領下・戦後のドイツ新聞界

### 戦後のドイツ新聞界の発展と諸問題

#### 1. 連合軍の占領下の新聞界

- 分割統治 新聞の廃刊処分 占領軍機関紙の発行
- ・戦前のドイツ新聞界の特色であった「党派性」を払拭し、英米流の客観報道を建て前とする新聞の発行
- ・1945年7月～9月の間に認可された新聞 = 169紙
- ・1948年 = 総発行部数 2,120万部  
アデナウアーら「民主主義とプレスに関する覚書き」を連合軍に提出  
1949年、検閲廃止、認可廃止。  
連邦共和国憲法第5条が「新聞の自由」保証。

- ・旧発行者、新規発行者が大量に市場にでる。6か月で400紙から568紙に増えた。  
現在「高級紙」の名を貰う新聞は、ほとんど戦後の“licensed press”

#### 2. 西ドイツの「新聞の自由」連邦共和国基本法第5条

- 「各人は、言語、文書および図画を持って自由にその意見を表明し、および流布し、および一般に近づくことのできる情報源からさまたげられることなく知る権利を有する。出版の自由およびラジオおよび映画による報道の自由は、保障される。検閲は行われぬ」
- ・第70条「プレスに関する立法は各州の裁量に任せる」
  - ・第75条「連邦政府は共通枠の規則を制定してもよい」とあり、従って、現状では、州によってはジャーナリストの情報源秘匿権を認めていたり、他州では告発され、警察に印刷物の押収権まで認めている州もある。

榎原猛(編)『世界のマス・メディア法』

1946.10.9 ドイツ共和国(東ドイツ)誕生

1949.5 ドイツ連邦共和国(西ドイツ)誕生

「新聞の自由を認め、新聞をより有力な政治機関とする」と公言  
再建を阻んだもの

- ・従業員の賃金が上昇 ・新聞用紙、製作コストの上昇
- ・テレビ放送(1956)による、広告収入の制約

集中化の方向へ - (1) 大新聞は地方版へ進出

(2) 地方紙は、編集局、印刷設備の共有、  
コスト削減新聞紙数の減少

#### 3. 高級紙 *Frankfurter Allgemeine / Die Welt*

にみられるドイツ・ジャーナリズムの特徴

メディア・パロン シュプリンガー Axel Springer(1921-1985) 帝国

ベルテルスマン Carl Bertelsmann. Bertelsmann AG ら

## にみられる現代ドイツ新聞界の集中化の現状

### 【参考文献・補】

ハル・フライヨルネス・シュミツ，五十嵐智友（訳）

『ヒトラー独裁下のジャーナリストたち』（朝日選書560，1996）

### 【参考文献・ドイツ】

鈴木東民「独逸新聞論」『総合ジャーナリズム論』Vol.6 pp.103-120.

草森紳一『絶対の宣伝』全3巻（番町書房，1978-79）

平井正ほか『都市大衆文化の成立』（有斐閣選書 876，1983）

“ 『ワイマール文化』（有斐閣選書 771，1987）

村瀬興雄『ナチズムと大衆文化（有斐閣選書 909，1987）

藤竹 暁「大衆論」1～2 『青年心理』52,53（1985）

R.Harris，芳仲和夫（訳）『ヒットラー売ります』（朝日新聞社，1988）

小野『内外新聞史』